

## 職員の育児を支えるための所属長の役割

桑名市特定事業主行動計画「応援します 子育てと仕事の両立」（平成27年4月策定）では、職場全体で育児休業・部分休業・育児短時間勤務制度の周知及び取得しやすい雰囲気醸成することとし、子育てをする職員が育児休業等を取得しやすい環境の整備に努めるよう、所属長の役割を定めています。この計画を効果的に実施していくため、各所属において少なくとも以下の取組をお願いします。



①子どもが生まれた（産まれる予定の）男性職員や子育て中の職員の**休暇等の取得予定を把握しましょう。**



②父親となる男性職員に対し、配偶者の出産前後の期間に**次の休暇を取得するよう働きかけましょう。**

★**男性職員の育児参加休暇** 出産に係る子又は上の子（小学校就学前）の養育をする場合、妻の産前6週間、産後8週間の期間に5日間。

職員の妻の出産に伴い、入院・出産の付き添いや入院中の世話、子の出生届等がある場合に休暇2日間。

上記以外にも、年次有給休暇や子の看護休暇、育児時間などの特別休暇の取得に配慮しましょう。



③子どもが生まれた（産まれる予定の）男性職員に対し、育児休業制度の説明や取得例の紹介を行うとともに、**取得の意向を確認し、可能な限り育児休業を取得するよう働きかけましょう。**



④**夏季期間中**には、職員が**連続した休暇を取得するよう働きかけましょう。**

所属で休暇計画表を作成し、共有できるようにしましょう。



⑤職員の自己実現や仕事と家庭の両立支援のため、**ノーマルデーは定時に退庁するよう呼びかけましょう。**



⑥職員に以下の事由があるときは、**年次有給休暇や特別休暇の取得を働きかけましょう。**

・乳児健診 ・子どもの学校行事 ・家族の誕生日や結婚記念日 ・週休日や祝日の前後や合間 ・年末年始 等



⑦メリハリのある仕事は生活の余裕につながり、質の高い生活は質の高い仕事につながります。職員にワーク・ライフ・バランスの意義を周知し、常に業務のやり方を工夫し、日頃から計画的・効率的に仕事を進め、職員が計画的に休暇等を取得できるよう、お互いに協力するよう働きかけましょう。



⑧職員が親になることがわかったら本人了承のもと所属内で情報共有し、親となる職員への協力支援を話し合しましょう。

※各制度の詳細は人事課公開フォルダ⇒③育休関係⇒出産・育児に係る休暇制度をご覧ください。